

# 年金特集

# 広報 えびな

編集・発行  
海老名市役所秘書広報課  
〒243-04  
神奈川県海老名市国分155  
☎(0462) 31・2111

国民年金で

## 家族みんな笑顔



年金の生活保障で家族と楽しい生活が送れます



去年の四月に年金制度が改正され、新しい制度としてスタートしました。この改正の大きな柱は、国民年金が国民共通の基礎年金を支給すること、すべての婦人に年金権を保障したことなどです。新しい年金制度としてスタートして約一年になりますが、まがった見方をしている人もないではありません。そこで、今回は号外「年金特集」を組みました。  
(関連記事2・3・4面)

## 一人ひとりに年金を保障

### 国民に共通の基礎年金支給

年金制度が去年の四月に改正されました。改正前は、農業、漁業、商業などの自営業の人などは国民年金に加入し、サラリーマンや公務員は厚生年金保険や共済組合に加入する「タテ割り」のしくみになっていました。また、サラリーマンと公務員の妻は希望すれば、国民年金に加入できました。

### 私も年金がもらえる

#### サラリーマンの妻も年金加入で

改正前の年金制度では、国民年金に任意加入してはいない妻は、夫の年金の扶養家族としての年金しがなく、また、病気・けががもとで障害の状態になっただきも年金がありませんでした。しかし、新しい年金制度では障害の状態になったときや、老後には、自分の年金が受けられるようになった。それでは、保険料の支払いはどうなるのでしょうか。一届け出をすれば、ご主人の給料からその保険料が天引きされるから届け出をしない「届け

基礎年金を支給する新しい国民年金は、いわば二階建年金の一階部分を担うことになるわけです。基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類で、加入者一人ひとりに対し、めいめい自分の年金として一人に一つの基礎年金」が支給されます。そのため、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金が重複して支給されることはありません。



### 障害年金と遺族厚生年金の併給は

私は、現在国民年金一つの基礎年金」を支給するの障害年金を受けています。夫は厚生年金保険に加入中です。

質問では、子供がいるかどうか。



相談室

従来は、遺族年金と国民年金の障害年金と両方を受給できましたが、改正後は国民年金を対象として基礎年金制度を導入し、一人に

うかわりませんので、子供がいる場合と、いない場合と分けて説明いたします。①夫の死亡当時、十八歳未満の子が、二十歳未満で障害等級の一級または二級の障害状態にある子を持つ妻は、遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権、現在受けている障害年金の三つの受給権を得ることになります。この場合「遺族基礎年金と遺族厚生年金」か「障害年金」のどちらかを選択することになります。②子がない場合は「遺族厚生年金」か「障害年金」の受給権を得ることになります。どちらか一方を選択することになります。







届出または申請などを必要とする場合	届書などの名称	届出期限
加入者となったとき	国民年金被保険者資格取得届	14日以内
加入を希望するとき	国民年金被保険者資格取得届	そのつど
加入者でなくなったとき	国民年金被保険者資格喪失届	14日以内
加入を希望しなくなったとき	国民年金被保険者資格喪失届	そのつど
加入者が死亡したとき	国民年金被保険者死亡届	14日以内
氏名を変えたとき	国民年金被保険者氏名変更届	14日以内
住所を変えたとき	国民年金被保険者住所変更届	14日以内
年金手帳を汚し、または失ったとき	年金手帳再交付申請書	すみやかに
保険料の免除が受けられる要件に該当したとき	国民年金保険料免除理由届	14日以内
保険料が納められないとき	国民年金保険料免除申請書	そのつど
付加保険料を納付することとなったとき	付加納付届	14日以内
付加保険料の納付を希望するとき	付加納付届	そのつど
年金を受けようとするとき	基礎年金裁定請求書	年金を受ける権利を得てから5年以内
死亡者が受けない年金があるとき	国民年金未支給年金・保険給付請求書	年金を受ける権利を得てから5年以内
毎年引続いて年金を受けようとするとき	*国民年金受給権者現況届	毎年誕生日(老齢など)の末日(老齢など)の5月31日
氏名を変えたとき	*国民年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所を変えたとき	*国民年金受給権者住所変更届	14日以内
年金を受けとる方法や支払機関を変えようとするとき	国民年金受給権者支払機関変更届	そのつど
国庫金送金通知書をなくしたり汚したとき	国庫金送金通知書亡失(欠損)届	そのつど
国民年金支払通知書が届かなかったりなくなったりしたとき	*国民年金支払通知書亡失(未着)届	そのつど
年金証書をなくしたとき	*国民年金証書再交付申請書	すみやかに
年金を受ける権利がなくなったとき	国民年金失権届	すみやかに
年金を受けていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内
2つ以上の年金を受ける権利を得たとき	国民年金受給選択届	すみやかに
年金の額が変わるとき	国民年金額変更請求書(届)	すみやかに
年金の支給が停止するとき	国民年金支給停止事由届	すみやかに
年金の支給を停止する事由がなくなったとき	国民年金支給停止事由消滅届	すみやかに



年金の記号・番号はあなたの一生のものです

# 年金手帳を大切に

年金手帳は、初めて被保険者(共済組合員は除く)になったときに、すべての加入者に交付されます。

年金手帳は、加入者としてのいろいろな届け出をするときに必要なばかりでなく、年金を受けるときにも必要なものですから、大切にしてください。

年金手帳には、国民年金に加入した年月日、加入者の氏名、住所、記号・番号が記載されていますが、この記号・番号は、国民年金に加入した証として一生変わりません。

年金手帳は、国民年金及び厚生年金保険制度共通の手帳となっており、一冊の手帳で再制度の加入や脱退の記録が全部わかるようになっています(旧手帳は国民年金番号のみ記載)。

○年金手帳(国民年金手帳)

住所、記号・番号が記載されていますが、この記号・番号は、国民年金に加入した証として一生変わりません。

年金手帳は、国民年金及び厚生年金保険制度共通の手帳となっており、一冊の手帳で再制度の加入や脱退の記録が全部わかるようになっています(旧手帳は国民年金番号のみ記載)。

○年金手帳(国民年金手帳)

## 忘れずに手続きを

### 用紙は保険年金課に

加入者(第一号被保険者)の方が、将来年金の受給権を確保し、また、受給者が年金の支払いを受けていくためには、いろいろな届け出や申請が必要で、加入者の方が必要書類を提出していただく必要があります。

その主なものは左表のとおりですが、これらの手続きをするための用紙は、保険年金課(内務)に用意してあります。

※ 年金、老齢年金、通算老齢年金を

## サラリーマンの妻で未加入者は届け出を

か、またはご主人の健康保険証と年金手帳を添えて、市役所保険年金課に届けてください。

四月の年金法の改正により、新たに届け出を済ませた方は五年の十二月末日で六千八百人がされたが、まだ届け出がされていない方も二百五十人程度いるものと思われまふ。大至急届け出をしてください。

詳しくは、保険年金課(内務)へ。



自然公園や温泉などの恵まれた環境に設けられています。利用料金は、一泊二食付きで、五千円程度です。気軽に、ご家族やグループでご利用ください。お申し

込み、問い合わせは各保養センターへ電話かハガキでどうぞ。予約は施設により異なりますが、早いところで六カ月前から受け付けています。

## 福祉施設の利用を

施設名	所在地	電話	みどころ	収容人員
つるいグリーンパーク	〒085-12 北海道阿寒郡鶴田町字常盤北16線	(0154)64-2221	阿寒湖、温泉、釣、スキー、歴史跡	50
いわい	〒045 北海道管内内町字野里500	(0135)62-8841	琵琶湖、温泉、釣、海水浴、スキー	75
富士見荘	〒033-35 群馬県北群馬郡鶴田町字大沢71-3	(0173)22-3003	温泉、津軽富士見湖、霧ヶ丘石巻温泉	75
はなまき	〒025-03 岩手県巻町金矢野五丁目31-1	(0198)27-2811	郷土の森、温泉、中華亭、小岩井牧場、岩手山	75
のしろ	〒016 秋田県能代市合巻谷地1-11	(0185)54-2121	海水浴、八景岩窟園立自然公園、男鹿国立公園	75
もがみ	〒099-02 山形県最上郡最上町大字大坂	(0233)44-2311	豊上川下り、山、スキー、ハイキング	80
みちのく路	〒989-41 宮城県志田郡志田町志田字石川原4番地6-7	(022956)5311	松島、野ばら海岸、ハイキング	63
阿多多羅	〒964 福島県二本松市岳田1丁目200-1	(0243)24-2306	安達太良山、霞が城跡灯台祭り、スキー	95
ときわ路	〒313 茨城県常陸大市市井井町1797	(0294)72-4141	袋田の滝、西山荘、笠原稲荷、海水浴	74
津津グリーンパークバレス	〒377-17 群馬県高崎市津田町津田白根	(0278)88-3960	津津温泉、西の河原、白根山温泉、スキー	111
きつれがわ	〒329-14 栃木県最上郡喜望峯町字登川445-1	(0286)86-2311	日光、温泉、鬼怒川、スキー、ハイキング	71
むさしの	〒350 埼玉県川越市大字伊賀字沼田町667-2	(0492)24-3210	伊佐江、つり、喜多院	40
そとぼう	〒399-05 千葉県南房総郡御宿町和泉4437-10	(047087)-7111	南房総国立公園、海づり、サーフィン	75
おくたま路	〒198-01 東京都青梅市二俣尾2-371	(0428)78-9711	吉野園、開山山、奥多摩湖、つり	75
さがみの	〒229 神奈川県相模原市南区3-1-5	(0427)52-0291	フィッシングパーク相模湖	75

施設名	所在地	電話	みどころ	収容人員
こしじ	〒946 新潟県北魚沼郡湯之谷村大字藤沢	(02579)2-6111	奥只見湖、奥只見ダム、パラライズ、温泉、スキー、ハイキング	75
ひみ	〒935-04 富山県石川市見島400	(0766)79-1324	能登半島国立公園、有峰湖、湯涌温泉、海水浴	75
のど	〒929-14 石川県羽咋郡志田町字数島5-48-2	(0767)29-4181	能登半島国立公園、海水浴、栗六	75
北潟湖畔荘	〒910-42 福井県坂井郡芦原町北潟211	(0776)79-1124	越前加賀国立公園、北潟湖、東尋常、温泉、つり	75
かすがい	〒406 山梨県山梨郡春日原町新小島島田178	(055326)-3811	温泉、男仙峡、富士五湖、ふどりつり	75
こもろ	〒384 長野県小諸市大字大久保字家郷220-3	(0267)22-2288	懐古園、布引温泉、浅間山	75
グリーンハイッ老	〒603-12 岐阜県津市大字小宮七ツツ44-1	(0584)32-3118	養老の滝、長良川の橋、明石台	75
サンパーク山	〒484 愛知県山崎町大字山崎山甲48-3	(0568)62-5510	大山城、明治村、モンキセンター	63
はまじま	〒517-04 愛知県津島郡津島町三ツ子町534-1	(0599)53-2282	英彦河、合戦の野、賢島の浜	68
翠湖苑	〒520-11 滋賀県高島郡高島町三ツ子1	(0740)36-1140	琵琶湖、白雲社、朽木温泉、御膳山	75
ハイランドヒラ姫路	〒670 兵庫県姫路市広峰山麓の谷224-26	(0792)84-3010	姫路城、広峰神社、七姫	75
大和路	〒633 奈良県桜井市山田	(07444)3-8606	奈良公園、飛鳥の墓、ハイキング、古寺めぐり	74
くまのじ	〒649-53 和歌山県東牟婁郡智達町大浦	(07355)2-3535	ゆかり湖、くじら博物館、温泉、つり、海水浴	75
いなばじ	〒680-14 鳥取県鳥取市松原343	(0857)57-0224	鳥取大砂丘、湖山公園、国立公園大山山、山崎松林	75
湖陵荘	〒699-08 鳥取県倉吉郡湖陵町二部1192-1	(0853)43-1311	出雲大社、立久鬼峡、日御崎、公園	75
しもついで	〒711 岡山県倉敷市下津井1462-1	(0864)79-8880	倉敷観光地区、吉備後温泉、唯園山荘	75

施設名	所在地	電話	みどころ	収容人員
源平荘	〒751 山口県下関市みもすそ川町8-8	(0832)32-5900	火の山公園、関門橋、熊神神社、埋の浦	50
かがわ	〒761-16 香川県高松市東江町大字上西字豊栄町30-2	(0878)93-1177	美濃いこいの村、温泉、キャンプ、夕日島	66
うわじま	〒788 愛媛県宇和島市丸尾大岡1927-2	(0895)25-3000	足摺国立公園、宇和島、海岸自然公園、海水浴	78
サンリバー四方十	〒787 高知県中村市石山字明出383-15	(0880)35-5111	一乗神社、不破入橋、龍泉寺、四ツ寺山	43
太宰府	〒818-01 福岡県太宰府市大字太宰府1775	(092)925-5801	太宰府天満宮、都府楼、観音寺、四ツ寺山	75
かんざき	〒842-01 佐賀県神埼郡神埼町大字徳島3702-14	(0952)53-1188	青蓮山立自然公園、具流寺、古墳、仁比山神社	75
くちのつ	〒859-25 長崎県南高来郡口之津町白旗甲2829-1	(09578)6-2020	黒島城、キリシタン墓、原城、海水浴	74
あしたた	〒869-54 熊本県南東部郡北町大字山崎1660-2	(09668)2-5000	芦北海岸海水浴場、運動公園、遊歩道	75
くにさき望海苑	〒873-05 鹿児島県国東郡国東町野原津	(09787)2-2112	黒瀬崎海水浴場、感島、園遊会場のり、キャンプ場	75
青島太陽閣	〒889-22 沖縄県宮崎市青島87	(0985)65-1531	青島、子供の園、日南海岸、青島海水浴場	75
たるみず	〒891-21 鹿児島県出水市錦江町一帯	(09943)2-1531	桜島、猿ヶ城海水浴、まさかり海水浴場	75

施設名	所在地	電話	施設内容
国民年金中央会館こまびエミナス	〒153 東京都目黒区大塚2-19-5	(03) 485-1411	宿泊室、会議室、集客室、結婚式場、多目的ホール、体育館、プール、ホーリング
国民年金会館京都エミナス	〒610-11 京都市西京区大野東町2-4(旧ニュータウン)	(075)332-5800	宿泊室、会議室、集客室、結婚式場、多目的ホール、体育館、プール、ホーリング